

2019年度入学希望者のうち、2018年度に発生した自然災害により被災された方々に対し、被災の状況に応じ選考料ならびに入学金・学費の減免および本学園学生寮への優遇入寮措置を下記のとおり講じることといたします。

つきましては、学費減免等を希望される方は下記の内容をご確認の上、出願時に申請をお願いいたします。

【対象者】

2019年度入学希望者のうち、2018年度に発生した自然災害により被災された方

【学費等減免内容】 ※2019年度のみ適用となります。

罹災状況(家屋の損壊状況)	選考料	入学金・学費	寮費
1) 所有する住居の全壊・全焼・流出・大規模半壊	全額免除	全額免除	標準的な学生寮への優遇入寮
2) 父母のいずれかまたは両方の死亡			
3) 所有する住居の半壊・半焼		入学金・年間学費の50%免除	免除措置なし
4) 所有する住居の一部損壊		入学金・年間学費の25%免除	

注)

- 対象者は入学希望者本人または父母のいずれかまたは両方の所有される家屋に関する罹災をされた方です。
- 入学選考料については罹災の程度を問わず全額免除いたします。(入学後の返還といたします)
- 学生寮の室数には限りがあるため、入寮できない場合があります。
- 「標準的な学生寮への優遇入寮」とは食費(21,000円/月)のみで入寮でき、入寮金、寮費、清掃費、管理費は徴収しません。
- 入学金・学費以外の諸費用等は減免対象外です。
- 途中退学の場合は、寮費の免除額を返済していただきます。

【申請方法】

入学選考料および授業料等減免、学生寮優遇入寮について

(1) 出願書類とともに、下記のA～Cの書類を同封して郵送してください。

- 「被災学生学費等減免申請書」(この用紙)
- 災害の被害程度が判別できる「罹災証明書」またはこれに準ずる公的機関が発行する証明書(写し可)
- 申請する前年の主たる家計支持者の「所得証明書」(写し可)

(2) 本学園にて審査いたします。

(3) 入学選考結果とともに審査結果をご連絡いたします。

対象と認定された場合は、減免額を反映させた「学費振込用紙」を同封しますので、速やかにお振込の手続きをお願いいたします。

※入学選考料については、学生本人への返還となります。返還方法等については、入学後にクラス担任を通して学生本人へ連絡させていただきます。

【その他】

- 入学前に申し出がなく、年度を越えて申し出があっても、遡っての減免はいたしません。
- 申請内容に虚偽の申告があった場合は減免相当額を返還していただきます。
- 本学園が必要と認める書類を提出していただく場合があります。
- 新聞奨学生を希望される場合は、免除措置の対象となりませんのでご注意ください。
- 2019年度分のみ適用となります。

学校処理欄				
-------	--	--	--	--